

各 位

旭川信用金庫

「お客さま情報確認書」のご提出のお願いについて

平素は旭川信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策への国際的な要請の高まりを受け、お客さまにより安心・安全にお取引いただくため、「犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯収法）」等に基づき、定期的にお客さまの情報やお取引目的等の確認をさせていただいております。

つきましては、大変恐縮ながら、お手元にお届きの「お客さま情報確認書」にご記入のうえ、ご返送、または窓口にてご提出くださいますようお願い申し上げます。お手数をおかけいたしますが、金融システムの健全な維持とお客さまの大切な資産を守るための大切な取り組みですので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

📄 ご提出いただく書類

- **お客さま情報確認書**（必要事項をご記入いただいたもの）

※別紙の画像をご参照ください。

- お取引目的確認に関するご協力のお願い 【封書タイプ】
- お取引目的の確認および本人確認書類ご提出のお願い 【はがきタイプ】

※法人・個人事業主・任意団体・個人等の人格により送付されるお客さま情報確認書の種類が異なります。

- **本人確認資料**（変更がない場合も、念のためご提示をお願いしております。）

（例：運転免許証、マイナンバーカードなど）

（法人の場合：履歴事項全部証明書、代表者様等の本人確認資料など）

⚠️ ご留意いただきたい事項

- **ご回答期限**：お手数ですが、書類に記載の期限までにご提出をお願いいたします。期限を過ぎてもご回答いただけない場合、やむを得ず一部お取引を制限させていただく場合がございます。
- **詐欺にご注意ください**：当金庫職員が、キャッシュカードの暗証番号やインターネットバンキングのパスワードをお聞きしたり、キャッシュカードをお預かりしたりすることは絶対にございません。そのような不審な電話やメールがあった場合は、直ちに下記窓口にご連絡ください。
- **ご提出内容の変更手続き**：「お客さま情報確認書」のご提出により、ご住所やお名前などのお届け内容が自動で変更されることはありません。お届け内容に変更がある場合は、別途、当金庫窓口にて所定のお手続きをお願いいたします。

Q4. 届出情報に変更がある場合、どうすればいいですか？

A. 「お客さま情報確認書」とは別に、当金庫窓口にて別途、変更のお手続きが必要です。書類にご記入いただくことで自動的に変更とはなりませんので、お手数ですが、別途、ご本人さま確認資料等をお持ちのうえ、お取引店にご来店いただくか、所定の方法にてお手続きください。

Q5. 名義人(本人)が病気や入院中で、代わりに家族が回答してもいいですか？

A. 名義人ご本人さまがご記入・ご回答いただくことが原則ですが、ご病気やご高齢などで難しい場合は、ご家族の方などがご本人に聞き取りをしていただき、代筆・ご返送いただいても構いません。

Q6. 回答した内容は、何に利用されるのですか？

A. ご回答いただいた情報は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策、ならびに金融犯罪の防止を目的として、当金庫内で利用させていただきます。その他の目的で利用することはございません。

📞 本件に関するお問い合わせ窓口

旭川信用金庫

- 電話番号: 0166-26-1161
- 受付時間: 平日 9:00～17:00